

平成 22 年度第 21 回 税制調査会議事録

日 時：平成 22 年 12 月 13 日（月）14 時 00 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまから第 21 回「税制調査会」を開催いたします。連日の開催に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、主要事項のうち、「個人所得課税」及び「資産課税」のとりまとめ案について御審議をいただきます。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

それでは、議題に入ります。個人所得課税及び資産課税については、前回の会合で会長からお話があったように、格差是正や再分配機能を回復するという観点から、高所得者や資産家層に一定の負担増をお願いする方向での見直しについて一定のコンセンサスがあったものと考えております。

お手元に配付いたしております個人所得課税及び資産課税のとりまとめ案は、これまでの本会合での御議論や党の御提言等も踏まえ、会長、会長代行を中心に調整を行い、企画委員会です承された具体案をお示ししているものでございます。

金融証券税制については、「P」としておりますが、調整が付き次第、具体案をお示しいたしたいと思っております。

それでは、まず、個人所得課税のとりまとめ案について、尾立、逢坂、両政務官に御説明をお願いいたします。

尾立政務官、お願いします。

○尾立財務大臣政務官

それでは、お手元の資料「主要事項のとりまとめ案（国税）」のうち、個人所得課税について御説明をさせていただきます。1 枚、おめくりください。順に説明をさせていただきます。

まず、最高税率を含む税率構造につきましては、23 年度改正における諸控除の見直し等も踏まえながら、税制抜本改革において検討することとしたいと思っております。

第 2 に、給与所得控除について、所得再分配機能回復の観点等から給与収入 1,500 万円を超える場合に上限を設けることといたします。

第 3 に、給与収入 4,000 万円を超える法人役員の給与に関わる給与所得控除について、控除額の 2 分の 1 の額を上限といたします。

括弧書きにありますように、これには法人役員に相当する公務員・議員を含みます。2,000 万円から 4,000 万円までの間は、控除額の上限を 4 分の 3 とする部分も含め、調整的に徐々に控除額を縮減いたします。2 枚目にそのグラフが付いておりますので、

御参考ください。

第4に、特定支出控除については、特定支出の範囲の拡大、特定支出控除の適用判定の基準の見直しを行い、給与所得控除額の2分の1部分と比較することといたします。これも次の3ページ目にグラフがございますので、御覧ください。

第5に、勤続年数5年以下の法人役員の退職金について、2分の1課税を見直します。これも法人役員に相当する公務員・議員を含みます。

第6に、成年扶養控除については、障がい者など、65歳以上の高齢者、学生について引き続き扶養控除の対象とし、また、合計所得400万円以下の納税者（扶養者）については、引き続き扶養控除を適用いたします。

これ以外の場合については、控除を廃止したいと思います。

なお、4ページの「成年扶養控除の見直し（案）」を御覧ください。

下の図の中、400万円と500万円の間に、非常に小さい字でございますが注2というのがございます。これは合計所得400万円を境目として、控除がなくなることにより税負担が急増しないよう影響を緩和するための調整措置を講じるというものでございます。

次に、第7でございますが、配偶者控除については、その存廃を含む抜本的な見直しについて、配偶者控除をめぐるさまざまな議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、今後、更に検討を行います。

最後に、金融証券税制については、引き続き調整中ですので、Pとさせていただきます。

なお、これらの項目に関する詳細な措置の内容は、要望事項等の最終整理案の中に記載されておりますので、御覧いただければと思います。

以上でございます。

○逢坂総務大臣政務官

それでは、個人所得課税、個人住民税について、私から説明をいたします。

まず、成年扶養控除については、税体系上の整合性の観点などから、所得税とセットで見直しを行うこととします。

配偶者控除については、所得税とセットで、今後、更に検討します。

次に生命保険料控除については、その在り方について検討していくこととしたいと思います。

それと、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除は廃止をいたします。

金融証券税制については、所得税と同じく調整中でございます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。ただいまの説明のあったとりまとめ案について、御質問等があれば伺います。

小宮山副大臣。

○小宮山厚生労働副大臣

配偶者控除でございますが、これはどう譲っても存廃を含むはあり得ないと思いません。廃止を含む抜本的な見直しでなければ、これは民主党が結党して以来、ずっとこれは言ってきてマニフェストにも書いたことなのに、「存」というのはあり得ません。

○五十嵐財務副大臣

更に4大臣会合で協議をすることになりますでしょうか。これは、基本的にそこまでまだ深く議論をしておりませんで、検討事項でどう書くかという問題だと思っております。

○小宮山厚生労働副大臣

再三にわたって配偶者控除のことを申し上げ、そのときいろいろな調整の中で、来年以降廃止のことを検討するというお約束だったので、こちらは引きましたので、存廃を含むなどということはありません。党の税調の方でも最後の会合のときには、相当そういう意見もあったと聞いておりますので、これは少なくとも党の男女の調査会のところでは、決して認められない表現です。

○五十嵐財務副大臣

大臣、どうぞ。

○野田財務大臣

配偶者控除については、会長と会長代行の会議でもいろいろ議論がございました。特に党からの慎重な御意見もありました。ということ踏まえまして、御提案ですが、存廃そのものを消し「配偶者控除については抜本的な見直しについて」というのはいかがでしょうか。

○小宮山厚生労働副大臣

わかりました。

○五十嵐財務副大臣

では、そのような方向で大綱への記載をさせていただきます。

平岡副大臣。

○平岡総務副大臣

1つは、個人所得課税も、それから個人住民税の関係も、増収規模がどのくらいになるのかということが分かれば、それぞれの項目について教えていただきたいということが1つ。

それから、若干マスコミ報道等を見ると、今回の所得課税の取扱いなんかについては、いびつで総花的だというような表現を使っている記事もあるようですが、1つは、こういう形で、とにかくやることだけがたらたらと書いてあると、やはり思想がよく分からなくなってしまうのかなという気がして、この個人所得課税にしても、資産課税にしても、どういう観点から見直すのかということ、まず、こう

いう資料の中でも、総合的な判断の方向性みたいなものを示して、こういう個別なことを書くというようにしていただいた方が、国民の皆さんに我々が何を目標しているのかと、例えば所得税について言えば、所得税の再配分機能というのが弱くなっていると、それをしっかりと強化しなければいけないと、これは2のところにも書いてあることはあるんですけども、そういうまず大きな方向性というものを示して個別のことを書いていくとしていただいた方が、我々の考えている基本的な考え方というのが示せるのではないかと、総花的でいびつだと言われるのは、大変私も心外な気がいたしますので、是非、そういうような表現にさせていただければと思います。

○五十嵐財務副大臣

おっしゃるとおりだと思います。私どもは、そういう理念なくして議論してきたわけではなくて、日本のただいまの税制が野放図といいますか、かなり格差社会が拡大をして、比較的、高所得層、資産家層の皆さんが、やはりバランスとして、むしろ今まではいびつだったところを是正しなければいけないと。

そのことでもって、低所得層ないしは国民全般の安心できる社会保障やあるいはその他の社会的なサービスをしなければいけないということでこういう方向の議論をさせていただいた。

これを大綱の中ではきちんと書き込んでいかなければいけないというのはおっしゃるとおりで、考え方、思想というものを全面的に打ち出した大綱案を御提示させていただきたいと、こう思って、今、4大臣の間で、鋭意その表現ぶりまで詰めようということになって協議をしているところでございます。

そして、今、お話のありました増収見込み額については、尾立政務官の方から説明いたします。

○尾立財務大臣政務官

それでは、口頭で恐縮でございますが、給与所得控除の上限を設定した場合には、おおよそ800億円程度ということでございます。また、役員給与に関わる給与所得控除の見直しをした場合には400億円程度。そして、退職所得課税の見直しで100億円程度。成年扶養控除の見直しで800億円程度。合計で2,100億円規模でございます。

○逢坂総務大臣政務官

それでは、住民税の方ですが、給与所得控除の関係、上限導入と役員等の縮減、両方を合わせて200～300億円弱程度かと思っております。

それから、退職所得課税ですが、2分の1の課税制限と10%の税額控除を廃止して、2百数十億円程度かという見込みを持ってございます。

成年扶養控除は、大体300億円程度かと。

おおざっぱな言い方ですが、そんな感じかと思っております。

○五十嵐財務副大臣

ほかに御意見ございますでしょうか。

峰崎さん、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

後から来たので、大変御苦勞様です。一番上の「最高税率を含む税率構造について」の中身は、ブラケットの問題はここに入ってくるという理解でよろしいですか。

○尾立財務大臣政務官

はい。最高税率を含む税率構造の見直しは、こちらに入っております。

○峰崎内閣官房参与

ありがとうございます。

○五十嵐財務副大臣

よろしいでしょうか。ありがとうございました。個人所得課税につきましては、お示しをした方向で大綱を起草したいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に資産課税のとりまとめ案について、尾立、逢坂両政務官に御説明をお願いいたします。

○尾立財務大臣政務官

続きまして、先ほどの資料の5ページ目以降で、資産課税について御説明をさせていただきたいと思っております。相続税につきましては、格差の是正、再分配機能の回復の観点から、まず1といたしまして、現行、5,000万円+1,000万円×法定相続人数である基礎控除を、3,000万円+600万円×法定相続人数に引き下げるとともに、2番目といたしまして、税率構造について最高税率を55%へ引き上げるなどの見直しを行いたいと思っております。

また、2でございますが、死亡保険金にかかる非課税枠については、500万円に未成年者、障がい者、相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者のいずれかに該当する法定相続人の数をかけた数とする見直しを行いたいと思っております。

これらの見直しに伴い、3でございますが、未成年者控除及び障がい者控除について、一年当たりの税額控除額を現行の6万円から10万円に引き上げたいと思っております。

続きまして、4の贈与税でございます。今、申し上げた相続税の見直しと合わせ、若年世代への早期資産移転をより一層促進する観点から、まず暦年課税について二十歳以上の直系卑属を受け手とする場合の税率構造を緩和するとともに、(2)相続時精算課税制度について、二十歳以上の孫を受け手に追加するとともに、贈り手の年齢要件を60歳以上に引き下げることとしたいと思っております。

続きまして、相続税の連帯納付義務の見直しについてでございます。別綴になっている相続税の連帯納付義務の見直しについてを御覧ください。過日この問題は、この全体会合の場で峰崎参与からも問題提起がございましたので、今回、皆様に新たに御提案するものでございます。

御案内のように相続税については、同一事案の相続人同士で連帯して納付する義務がありますが、これを連帯納付義務と言います。国税当局は、本来の納税義務者の資

力が低下したときは、連帯納付義務者に対して督促を行います。そのときまで連帯納付義務者が全く事情を知らない場合や、相当額の延滞税までもが加わっている場合などもあり、実務サイドから酷だと指摘されるケースも生じております。そこで今回、相続税の大幅な見直しを行うこととしておりますが、この機会に、ここにごさいますように、まず相続税の連帯納付義務の在り方について幅広く検討を行うことを大綱において検討事項とするとともに、今般の見直しで連帯納付義務者がその義務を履行する場合に負担する延滞税、現行 14.6%については、同人の責めに帰すべき事由がある場合を除いて、利子税 4.3%に変えるなどの措置を 23 年度税制改正において講じることとしたいと思っております。

なお、これらの項目に関する詳細な措置の内容は、要望事項等の最終整理案の中に記載されておりますので、御覧いただければと思っております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

続いて、逢坂さん、お願いします。

○逢坂総務大臣政務官

資産課税、固定資産税について説明いたします。新築住宅等にかかる減額措置については、住宅をめぐる状況が地域によってさまざまであることを踏まえつつ、優良な住宅ストック重視の観点から、24 年度改正までに真摯に議論し、結論を得ることとしたいと思っております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

ただいま御説明のありましたとりまとめ案について、御質問等があればどうぞ。

小泉政務官、どうぞ。

○小泉国土交通大臣政務官

新築住宅の固定資産税につきましては、これまでの税調で全国的な課題の解決、並びに家計の負担の在り方等の論点について議論が必要と申し上げてきたところであります。税調におきましては、さまざまな観点から議論する場であると思っておりますので、今回、大綱ということで簡潔な文章になっているので、今後、税制を検討する際も、是非ともこれらを論点として議論していくべきであるという意見だけ申し述べさせていただきます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。受け止めさせていただいて、今後議論を深めたいと思っております。

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

相続税の連帯納付義務の見直しということで、私が問題提起させていただいて、本当にありがとうございました。また、いわゆる延滞税ということで、14.6%というのが余りにも高過ぎるのではないかということは、かねてから思っていたんですけども、これも一気に10%以上下がるということで、恐らくこういう問題で苦勞してきた方々がたくさんおられたので、本当に今回の相続税は少し厳しくするので、こういった点が改善されることは大変評価したいと思っておりますので、本当に御努力、ありがとうございました。

○五十嵐財務副大臣

御発言、ありがとうございます。今のはどういうことかといいますと、例えば兄弟が離れていて相続したと、片方の兄弟が全く相続税を払わなかったと、もう一人の兄弟がそれを全く知らなかったと、いきなり長い間払われてないからといって高い延滞利子税を含めて請求がどっと来るというのは、余りに酷だというお話でございまして、それを大幅に緩和したいということでございました。

峰崎参与からの御指摘で直させていただいたということで、急遽お諮りをさせていただきました。恐縮でございますが、よろしく願いいたします。

それでは、尾立政務官から、先ほど平岡さんの質問がありましたけれども、よろしいですか。では、平岡副大臣、どうぞ。今、財源をお話ししてもらおうかと思ったんですけども、どうぞ。

○平岡総務副大臣

多分それは答えていただけるんだろうと思っておりますので、この増収額がどうなるのかということをお教えいただきたいということが、まず1点なんですけれども、相続税の2番と3番の関係なんですけれども、例えばこの税額の控除については、未成年者控除とか障がい者控除というのは、未成年者が成年に達するまで、あるいは障がい者が85歳に達するまでの年数をかけて、ここで税額控除していくという仕組みなんですけれども、2番の方は未成年者とか障がい者の人について言うと、全く何も関係なしに500万円となっているんですけども、例えば未成年者の場合でも5歳の未成年者と17歳の未成年者では、将来的な負担を考えたときには違ってくるのかなと思うんですけども、その考え方は、2番の場合はそういう残り年数がどうのこうのということではなくて、一律になっていて、その辺は不公平感のようなものがあるような気がするんですけども、その辺はどういうふうに考え方を整理しておられるのかというところをお伺いしたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

尾立政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

まず初めに、相続税の見直しで、増収がどのぐらいになるかということなんですけれども、基礎控除と税率構造を合わせまして、大体2,600億程度でございまして。

2番目の質問に関しては、まさに年齢によってさまざまな違いがあるんじゃないかということだからこそ、まず2番目で一律認めた上で、3番目で上乗せをして、手厚くさせていただくという考え方をとっているということでございます。

○平岡総務副大臣

それでは、2と3を合わせて読みなさいということですね。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

補足させていただきますと、2の方は課税の遺産総額から控除するものでして、3番の方は税額控除ということで直接効いてくるたぐいの控除だということもございません。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございますでしょうか。

ありがとうございました。それでは、資産課税につきましても、お示した方向で大綱を起草していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。明日は大綱の起草会合を行います。起草会合については、昨年同様非公開とさせていただきます。なお、主要事項のうち残っている項目につきましては、調整がつき次第本会合にお示しすることといたします。開催日時等につきましては、追って事務的に御連絡をいたします。

記者会見は、16時30分を目途に財務省3階記者会見室で行う予定でございますので、よろしく願いいたします。

本日は散会をいたします。ありがとうございました。

○尾立財務大臣政務官

どうもありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性のあることをご承知おきください。